

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第31回)

来る「民法改正」のために企業が取るべき対策

2017.01.23

民法改正の議論が本格化して既に数年が経過しています。今回の改正の対象は、総則部分(民法全体の大原則を定めた部分)と債権法部分(取引の基本を定めた部分)となっています。当初の予定では2016年中に改正法が成立するはずでしたが、結局議決されず、持ち越しとなってしまいました。

2019年にも成立見込みともいわれていますが、具体的な法案審議のスケジュールは現時点では分かりません。近年の国際情勢の激変に対応するため、急を要する法案審議が増加すれば、さらに法案成立が遅くなる可能性もあります。とはいえ、そう遠くない将来に、改正法が成立することは確実ではないかと思われます。

民法の総則や債権法部分は、取引のルールの基本ですから、改正法が成立すれば企業の取引にも影響が生じる恐れがあります。そこで今回は、企業取引の上で重要な民法改正のポイントと、企業が取っておくべき対策について解説していくことにします。

まずは、民法改正の大きなポイントを確認しておきましょう。短期消滅時効の廃止、法定利率の引き下げ、敷金の原則返還など重大改正は多岐に及んでいますが、企業取引という観点からすると、特に重要なものは個人保証の厳格化と瑕疵担保責任の充実化の2点になると考えられます。

借り入れを起こす際の個人保証を厳格化… 続きを読む